平成２９年（フ）第１６３０号
埼玉県鴻巣市箕田240番地４　エステートピア富士山　202、旧住所埼玉県桶川市大字川田谷1495番地の30
債務者　谷山　雄一
1　決定年月日時　平成30年３月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　梶原里奈子
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年６月25日午前11時30分
5　免責意見申述期間　平成30年６月11日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２９年（フ）第１５２号
山口県下関市神田町２丁目19番14号
債務者　ｃｒｅｗｓことあじゃら亭こと　高橋　徹
1　決定年月日時　平成30年３月12日午後１時40分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　長船　友紀
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年６月14日午前10時
5　免責意見申述期間　平成30年６月13日まで
山口地方裁判所下関支部破産係

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２９年（フ）第２２７７号
札幌市北区新琴似６条17丁目１番５―201号
債務者　藤倉　佑輔
1　決定年月日時　平成30年３月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月７日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成３０年（フ）第１３２号
札幌市東区北32条東12丁目１番18号　大公荘101号
債務者　石村　浩一
1　決定年月日時　平成30年３月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月７日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成３０年（フ）第１６２号
札幌市西区西野12条８丁目５番８号
債務者　袴田　京平
1　決定年月日時　平成30年３月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月７日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成３０年（フ）第１７４号
札幌市清田区清田３条１丁目９番28号　共同生活館元気202号
債務者　高橋　龍生
1　決定年月日時　平成30年３月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月７日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成３０年（フ）第１７９号
札幌市中央区南８条西11丁目３番１号　第８松井ビル303号、申立時の住所札幌市中央区南10条西９丁目２番11―205号
債務者　斉藤　和也
1　決定年月日時　平成30年３月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月７日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成３０年（フ）第１８５号
札幌市西区発寒８条14丁目514番地48　ニューレジェンド松広201号
債務者　佐藤　奈美（旧姓阿部）
1　決定年月日時　平成30年３月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月７日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成３０年（フ）第１９６号
札幌市南区南33条西８丁目７番18号
債務者　五十嵐慎吾
1　決定年月日時　平成30年３月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月７日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成３０年（フ）第２０２号
札幌市中央区南19条西14丁目２番36号　ＭＵＳＥ伏見502号
債務者　伊東　義朗
1　決定年月日時　平成30年３月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月７日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成３０年（フ）第２０７号
札幌市西区八軒２条東５丁目10番25号　光マンション１号　齊藤チヱ子方、住民票上の住所札幌市西区八軒２条東５丁目３番１―103号
債務者　齊藤　弓子
1　決定年月日時　平成30年３月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月７日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成３０年（フ）第２３２号
札幌市北区北37条西６丁目１番７―306号
債務者　岡田ゆかり
1　決定年月日時　平成30年３月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月７日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成３０年（フ）第２５３号
札幌市中央区南６条西２丁目５番地15　ＡＭＳＴＯＷＥＲ1701号
債務者　本田　卓也
1　決定年月日時　平成30年３月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月７日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成３０年（フ）第３５号
釧路市星が浦大通２丁目４番11号　２階
債務者　伊藤　明子
1　決定年月日時　平成30年３月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月７日まで
釧路地方裁判所

平成３０年（フ）第１８号
群馬県太田市宝町96番地　プルミエールＢ―102号
債務者　青木　　進
1　決定年月日時　平成30年３月12日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月７日まで
前橋地方裁判所太田支部

平成２９年（フ）第１３５３号
埼玉県川口市北原台２丁目３番18―301号　川口行衛住宅１
債務者　関　　良秋（旧姓横山）
1　決定年月日時　平成30年３月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月７日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係